住みよい福祉のまちづくり

第91号

社協あんなか

令和4年6月20日発行

ふ～どばんくポストを設置しました
～ご協力お願いします～

写真：郵便局に設置のふ～どばんくポスト

ふ～どばんくポスト

フードロスの解消や困窮家庭の支援を目的に、食品寄付の窓口を広げようと、市内４か所の郵便局に食品を集める「ふ～どばんくポスト」を設置しました。

企業や小売店などから、規格外や包装が破れたといった理由で売り物にならない商品を受け入れます。また、家庭で余った食品も受け入れています。

受け入れた食品は、「ふ～どばんく annaka」（JA 碓氷安中東横野ふれあいセンター事務所）などで配布します。

どのような商品を集めているの？

①未開封で常温保存可能
②賞味期限が２か月以上あるもの
インスタント食品（味噌汁・ラーメンなど）
レトルト食品（カレー・牛丼・パスタソースなど）
乾物（乾麺・海苔・ふりかけなど）
飲料（アルコール以外。お茶・ジュース・コーヒーなど）
＊倉庫の保管状況により受け入れできない場合もあります。

どこの郵便局にふ～どばんくポストはあるの？

①安中岩井郵便局

②板鼻郵便局

③安中東横野郵便局

④松井田郵便局

郵便局以外の受入場所

場所	安中市社会福祉協議会　安中本所
住所	安中市安中３－１９－２７（安中市地域福祉支援センター内）
時間	月～金　８：３０～１７：１５（土・日・祝日除く）

場所	安中市社会福祉協議会　松井田支所
住所	安中市松井田町新堀２４５（安中市役所松井田庁舎内）
時間	月～金　８：３０～１７：１５（土・日・祝日除く）

共同募金の配分申請について

～社会福祉協議会が受付窓口となります～

共同募金とは？

共同募金は地域福祉の推進を図ることを目的に、都道府県ごとに設置された共同募金会が実施主体となって寄付金の募集を行い、様々な事業活動に幅広く配分されています。

共同募金配分を希望する法人や団体の申請を受け付けます

【配分対象事業】

令和５年度に実施する、市内における福祉活動を目的とした次の事業が対象です。

①施設・設備・備品整備配分（福祉施設増改築、改修・修繕、福祉サービス利用者のために直接必要な物品など）

②事業経費配分（福祉団体、NPO・ボランティア団体が実施する啓発・研修、福祉相談など）

③運営費配分（福祉活動を目的として設立された、法人格のない団体の活動経費）

※法人格のある団体（社会福祉法人、NPO 法人等）が申請できるのは、①②です。

※同一法人・団体が、複数の申請書を提出することはできません。

【配分率】

総事業費の 75%以内（①のみ）

【配分額の限度額】

上記①の上限は 75 万円、②の上限は 30 万円で、上限額の範囲内で申請をすることができます。③については、1 団体 10 万円までです。

※広域的な活動への配分は群馬県共同募金会で受け付けます。受付期間などの詳細は群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。（群馬県共同募金会　電話　027－255－6596）

【申請方法・申請期間】

所定の申請用紙で申請して下さい。※添付書類：見積書、定款、予算書など

※申請用紙は社協本所、支所窓口にあります。

①施設・設備・備品整備配分　令和４年６月 15 日（水）～７月 15 日（金）

②事業経費配分　６月 15 日（水）～７月 15 日（金）

③運営費配分　６月 15 日（水）～７月２９日（金）

※郵送による提出は不可とし、直接下記に書類をご提出ください。

【受付・問い合せ】

安中市社会福祉協議会　安中本所

住所：安中市安中 3-19-27　電話　382-8397

安中市社会福祉協議会　松井田支所

住所：安中市松井田町新堀 245　電話　393-3948

じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

寄付者の紹介（敬称略・順不同）

令和４年４月１日～令和４年５月３１日

- 関東西濃運輸本社高崎支部
- 障害者支援グループたんぽぽ
- 杉本屋お客様一同
- JA ファーマーズお客様一同
- 社協安中本所募金箱
- 本多文雄
- 匿名

あたたかいご協力ありがとうございました

令和５年度福祉関係団体助成のご案内

令和４年度に申請を受け付け、助成金の配分は令和５年度になります

この助成金は「地域歳末たすけあい運動」の配分金を財源としています。

例年 12 月から１か月間「つながり　ささえあう　みんなの地域づくり」をスローガンに募金活動をしています。集められた募金は、安中市内の地域福祉活動を行っている各団体にも福祉関係団体助成金事業として配分しています。助成を希望する場合は申請期間内に所定の申請書を安中市社会福祉協議会までご提出ください。誰もが地域の中で安心して暮らしていける福祉のまちづくりを進めるきっかけとしてご活用ください。

【申請できるのは・・・】

- 安中市内を中心に活動している団体
- おおむね５人以上で活動している団体

【対象の活動は・・・】

- 地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動
- 福祉の困りごとを持つ方や世帯への支援
- 防災、災害時など要援護者支援活動の推進等

【助成金額】

- １団体７万円以内

＊活動実施年度（申請した翌年度）に赤い羽根共同募金の地域配分を受ける場合には、同時に地域歳末たすけあい運動福祉関係団体助成の申請はできません。

＊申請受理後に審査があります。審査により申請金額が変更になる場合があります。

【申請方法・申請期間】

所定の申請用紙で申請して下さい。

※申請用紙は社協本所、支所窓口にあります。

- 令和４年６月 15 日（水）～７月２９日（金）

郵送による提出は不可とし、直接下記に書類をご提出ください。

【受付・問い合せ】

安中市社会福祉協議会　安中本所

住所：安中市安中 3-19-27　　電話　382-8397

安中市社会福祉協議会　松井田支所

住所：安中市松井田町新堀 245　　電話　393-3948

安中市社会福祉協議会のホームページから、「共同募金の配分申請」と「令和５年度福祉関係団体助成」の書式はダウンロードできます。

下記 URL または、右の QR コードよりご覧ください。

https://www.annakashakyo.com

ふれあい・いきいきサロン
～近所に気軽に集まれる居場所をつくりませんか？～

「ふれあい・いきいきサロン」ってなに？

地域で生活をする高齢者が、集会所や公会堂など地域の拠点に気軽に集まり、ふれあいを通じて、生きがいづくりや仲間づくり、介護予防の促進や学習会などを行うものです。

社会福祉協議会では、各地域で「近所に居場所をつくりたい」「何かボランティアをしたい」という人たちと話し合い、「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げや活動の支援を行っています。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの活動が難しくなっていますが、感染予防対策を行い活動を続けているサロンもあります。

サロンの効果や特徴は？

①歩いていける場所で活動できる
開催場所は、参加者宅から歩いて行ける公民館・公会堂・個人宅等が基本となっています。

②活動内容は、参加者と担い手で決められる
最初は、おしゃべりからでも始められます。そこからやりたいことに取り組め、開催回数も無理のない範囲で行えます。

③仲間づくりができる
出かける機会が増えることで仲間づくりや交流ができ、社会参加への意欲も高まります。

④健康づくりにつながる
みんなで体を動かしたり、会話をしたりして楽しくふれあうことは、健康や介護予防につながります。

始めるにはどうすればいいの？

１人では大変なので、まずは一緒に活動できる仲間を募ってください。なるべく多くの協力があると持続的に安定して活動ができます。
活動費には、サロン助成事業があります。

①助成金額　１回 2,000 円
開催回数が１５回（30,000 円）を超えた分は以降１回開催ごとに５００円助成。

②開催回数　原則月１回以上開催

③参加者数　おおむね 10 名

サロン活動の例

例①

１３：３０	リハビリ体操
１４：００	出前講座
１５：００	茶話会
１６：００	解散

例②

１０：００	歌
１１：００	輪投げ
１２：００	昼食
１３：００	茶話会
１４：３０	解散

見守り活動について

社会福祉協議会では、見守り活動の推進や見守り活動をする団体に対して情報交換会や研修会を開催しています。また、活動する団体に対し活動助成金を交付し、福祉活動の推進を行っています。

見守り活動の考え方

①個別の見守りを地域住民で進めます。
②見守り活動を行う仲間づくりをします。
③地域に合ったさまざまな方法を考えます。
④専門機関との連絡・相談体制をつくります。
⑤活動者で見守り会議をします。（活動状況の確認、見直し、生活課題の共有、解決等）

活動事例

パトロールと一緒に見守り活動

旗振りやパトロール中、帰る際に気になる方へ訪問して声かけを行い見守りをする。
パトロール中に、ゆるやかな見守り活動をする。（外から生活の様子を確認する）

サロン参加を促しながらの見守り

最近、サロンを欠席しがちな人や新たにサロンに誘いたい方に声かけをして見守りをする。

助成金のご案内

【助成金活用例】

①見守り活動に必要な備品の購入
②研修にかかる費用（講師謝金等）
③広報紙作成費用

【対象となる活動】

①目配り、声かけ、訪問型の見守り活動（月１回以上の見守り活動）
②見守り活動から発見した困りごと相談（見守り会議開催）
③見守り活動の報告と情報共有をする会議（見守り会議開催）
④見守り活動を理解促進するのための懇親会、研修会開催　など

【助成する金額】

＊おおむね５人以上で行う団体で、上限 24,000 円まで（申請数により減額になることもあります）

【助成金申請について】

助成年度は年度単位となり、①交付申請書（開始するとき）　②実績報告書の提出が必要です

住民参加型福祉サービス「きずな」
～住民同士で支え合い活動をしませんか？～

このような困りごとをボランティアが有償で支える仕組みが
住民参加型福祉サービス「きずな」です

サービスの概要

「自分たちの住むまちを自分たちの手で住み続けられるようにしたい！」こうした住民の思いを形にした地域福祉活動です。サービスを利用する「利用会員」も提供する「提供会員」も同じ安中市に住む住民同士です。行政の制度や公的なサービス（介護保険等）ではできないサービスを有償でボランティアが手助けをしてくれる事業です。

サービスの仕組み

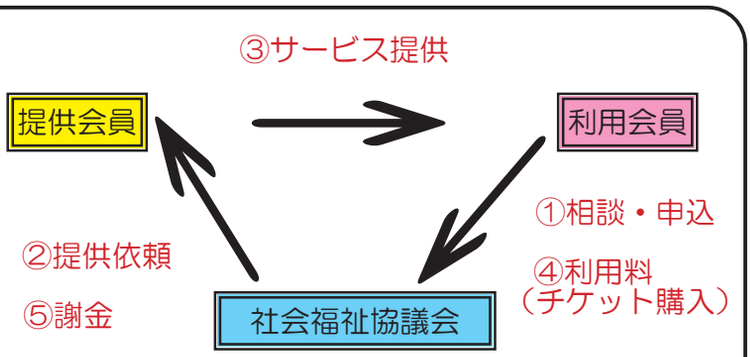

※登録時、登録料が利用会員・提供会員ともにかかります。
※会員登録やチケット販売を社会福祉協議会で行っています。
※利用会員・提供会員の相談に応じます。

主なサービス内容

①簡単な家事援助サービス（食事の支度・後片付け、洗濯、掃除・整理整頓、布団干し等）
②簡単な外出代行サービス（近所の買い物等　※車の運転を伴う場合利用会員の同乗不可）
③趣味共有サービス（話し相手、近所の散歩の付き添い、お茶飲み相手等）
④子育て支援サービス（留守番の付き添い、乳幼児および児童の世話、遊び相手等）
⑤その他（庭木の水やり、代筆、電球交換、ペットの簡単な世話等）
※上記に載っていないサービスでも相談に応じますが、公的なサービスが優先になりますので、場合によっては時間調整を要することがあります。
※活動は安中市内に限ります。

料金

利用される方は１時間 700 円の料金が必要となります。サービス提供された方には１時間 500 円の謝金が支払われます。利用会員・提供会員共に登録料として初回 1,000 円が必要となります。
※登録料、利用料と謝金の差額は保険料や事務費として利用します。

サロン通信

金平居ふれあい会

金平居（かなひらい）ふれあい会（小野やよい代表）では、４月１８日（月）金平居公会堂で、今後についての話し合いが行われました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で茶話会などはせず、ボランティア４名で今後の方針や活動内容、参加者の見守りと近況などについて情報交換をしました。

当会は平成１９年に発足し、現在利用者は１７名、協力者は１０名で運営をしています。地域の方との交流による見守りと誕生日プレゼント、サロン通信「ふれあい会便り」の配布などで、『つながり』を継続しています。（小野）

心配ごと相談　ーどんな心配ごとでもお気軽にお話しくださいー

日ごろ困っていることや悩みごとを相談員がお伺いし、適切なアドバイスを行い、必要に応じて専門関係機関に紹介をさせていただくのが心配ごと相談です。
ぜひお気軽に足を運んでください。

日　時	令和４年７月１４日（木）９：００～１１：３０
場　所	安中市地域福祉支援センター　１Ｆ

＊＊＊　社会福祉協議会にて電話でも随時相談を受け付けています。　＊＊＊

＊８月は第２木曜日が祝日のためお休みです。

成年後見制度専門職相談

安中市権利擁護センターでは、地域の身近な成年後見制度の相談窓口を設置しております。制度に関するどんなことでも結構ですので、お気軽にご相談ください。

日　時	令和４年７月１日（金）・８月５日（金）１３：３０～１５：３０
場　所	安中市地域福祉支援センター　１Ｆ

＊＊＊　すべて予約制になります。また、事前に聞き取りをいたします。＊＊＊

【申し込み・問い合わせ】
社会福祉法人安中市社会福祉協議会　〒379-0116　安中市安中３－１９－２７
安中市地域福祉支援センター１階　　電話　３８２－８３９７

≪社協事業紹介動画一覧≫　下記 QR コードでご覧いただけます

福祉車両貸出事業　　住民参加型福祉サービス「きずな」　　「成年後見制度」普及啓発

編集・発行　社会福祉法人　安中市社会福祉協議会　https://www.annakashakyo.com/
安中本所　安中市安中３－１９－２７　安中市地域福祉支援センター内　電話　３８２－８３９７
松井田支所　安中市松井田町新堀２４５　安中市役所松井田庁舎内　電話　３９３－３９４８